

第368回宮城県議会（定例会）提出予定議案一覧

I 予算外議案（31件）

1 条例議案（15件）

- (1) 議第110号議案 各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定
を行おうとするもの
施行 令和元年10月1日等

○対象条例

財産の交換、譲与等に関する条例等21条例

- (2) 議第111号議案 手数料条例の一部を改正する条例

各種手数料の改定等、所要の改正を行おうとするもの
施行 令和元年10月1日等
所管 財政課

○主な内容

- 1 危険物取扱者試験等に係る手数料の改定
- 2 電気工事士免状の交付等に係る手数料の改定
- 3 工業標準化法の改正に伴う文言の整理
- 4 介護サービス情報の公表制度に係る公表対象サービスの追加
- 5 介護支援専門員実務研修等の受講料の改定
- 6 租税特別措置法施行令の改正に伴う引用条項の移動

(3) 議第 112 号議案

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 令和元年10月1日等
所管 税務課

○主な内容

- 1 法人事業税
特別法人事業税の創設に伴う法人事業税の税率の改正
- 2 自動車税
 - (1) 自動車の保有課税の恒久的な税率引下げ
 - (2) 環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減
 - (3) グリーン化特例の対象範囲の見直し

(4) 議第 113 号議案

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 税務課

○主な内容

過疎地域の振興を目的として、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用を受ける対象設備の取得期間を令和3年3月31日(改正前平成31年3月31日)まで延長

○適用 平成31年4月1日

(5) 議第 114 号議案

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 税務課

○主な内容

離島地域の振興を目的として、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用を受ける対象設備の取得期間を令和 3 年 3 月 31 日（改正前平成 31 年 3 月 31 日）まで延長

○適用 平成 31 年 4 月 1 日

(6) 議第 115 号議案

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 税務課

○主な内容

原子力発電施設等立地地域の振興を目的として、事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の適用を受ける対象設備の取得期間を令和 3 年 3 月 31 日（改正前平成 31 年 3 月 31 日）まで延長

○適用 平成 31 年 4 月 1 日

(7) 議第 116 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正及び
漁業法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 市町村課

○主な内容

- 1 選挙長等に対する報酬額の改定
選挙長及び選挙分会長
1日につき 10,600円→10,800円
選挙立会人及び選挙分会立会人
1日につき 8,800円→8,900円
- 2 海区漁業調整委員会の委員の選挙及び解職の投票に関する規定の削除

(8) 議第 117 号議案

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例
の一部を改正する条例

公職選挙法の改正に準じ、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 市町村課

○主な内容

選挙公報の掲載文を電子データにより提出することを可能とする

(9) 議第 118 号議案

県民会館条例の一部を改正する条例

利用料金等について、所要の改正を行おうとするもの
施行 令和元年10月1日等
所管 消費生活・文化課

○主な内容

- 1 貸出対象会議室の追加
- 2 消費税率の引上げに伴う各種利用料金の改定

(10) 議第 119 号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を改定しようとするもの
施行 令和元年12月1日
所管 社会福祉課

○主な内容

市町村の区域ごとの民生委員の定数の変更
(改正前 3,077 人 → 改正後 3,092 人)

(11) 議第 120 号議案

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料の上限額を改定しようとするもの
施行 令和元年10月1日
所管 新産業振興課

○主な内容

- 1 試験等手数料の上限額の改定
- 2 消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料の上限額の改定

(12) 議第 121 号議案

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の
期間を延長するため、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 産業人材対策課

○主な内容

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を
令和2年度まで延長

(13) 議第 122 号議案

農業大 学 校 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の
期間を延長するため、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 農業振興課

○主な内容

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を
令和2年度まで延長

(14) 議第 123 号議案

漁 港 管 理 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

農林水産大臣の定める模範漁港管理規程例の改正に準じ、所
要の改正を行おうとするもの
施行 令和元年8月1日
所管 水産業基盤整備課

○主な内容

漁港施設の占用許可期間を10年以内（改正前3年以内）に延長

(15) 議第 124 号議案

県立学校条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の
期間を延長するため、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 高校教育課

○主な内容

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を
令和2年度まで延長

2 条例外議案（16件）

- (1) 議第 125 号議案 訴えの提起について（応急仮設住宅等の明渡しの請求に係る訴え）

〔 応急仮設住宅等の明渡しを求める訴えを提起することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 震災援護室 〕

○主な内容

- 1 訴えの相手方
1名
- 2 訴えの趣旨
相手方に対し、応急仮設住宅及び駐車場を明渡す判決を求める

- (2) 議第 126 号議案 訴えの提起について（履行保証保険契約に基づく保険金の請求に係る訴え）

〔 履行保証保険契約に基づく保険金を求める訴えを提起することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 事業管理課 〕

○主な内容

- 1 訴えの相手方
楽天損害保険株式会社
- 2 訴えの趣旨
相手方に対し、履行保証保険金及び支払済みに至るまでの遅延損害金を県に支払う判決を求める

(3) 議第 127 号議案

財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）

県立学校において使用する情報通信機器（タブレット端末等）一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 教育企画室

- 取得しようとする財産 情報通信機器（タブレット端末等）一式
- 取得金額 207,767,450 円
- 取得の相手方 株式会社日立システムズ

(4) 議第 128 号議案

宮城県道路公社による有料道路の料金変更の同意について

宮城県道路公社の有料道路の通行料金の変更に係る許可申請に同意することについて、道路整備特別措置法の定めるところにより、あらかじめ議会の議決を受けようとするもの
所管 道路課

- 主な内容
消費税率の引上げに伴う仙台松島道路の料金の改定

(5) 議第 129 号議案

工事委託契約の締結について（主要地方道築館登米線佐
沼道路改築工事（その2））

委託金額 3,084,000,000 円
契約の相手方 宮城県道路公社
所管 道路課

- 施工地名 登米市迫町佐沼地内外
- 工事内容 施工延長 L=3,750.0m
橋梁下部工 N=3 基
橋梁上部工 L=308.0m
道路改良工 L=2,509.0m 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和3年3月31日

(6) 議第 130 号議案

工事委託契約の締結について（一般県道釜谷大須雄勝線
伊勢畑道路改築工事）

委託金額 903,000,000 円
契約の相手方 石巻市
所管 道路課

- 施工地名 石巻市雄勝町伊勢畑地内
- 工事内容 施工延長 L=700.0m
道路土工 V=30,900 m³
橋梁上部工 L=22.8m
舗装工 A=14,630 m² 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和2年3月31日

(7) 議第 131 号議案

工事請負契約の締結について（気仙沼漁港防潮堤等災害復旧及び新築工事）

請 負 金 額 991,830,400 円
契約の相手方 若築建設株式会社
所管 漁港復興推進室

- 施工地名 気仙沼市港町地内外
- 工事内容 施工延長 L=697.8m
防潮堤工 L=469.5m
道路工 L=228.3m 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和3年3月26日

(8) 議第 132 号議案

工事請負契約の締結について（大島地区海岸護岸等災害復旧工事（その5））

請 負 金 額 946,000,000 円
契約の相手方 日神建設株式会社
所管 河川課

- 施工地名 気仙沼市大向地内
- 工事内容 復旧延長 L=642.1m
堤体盛土工 V=13,700 m³
捨石工 V=1,229 m³
根固ブロック工 N=455 個 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和3年2月26日

(9) 議第 133 号議案

工事請負契約の締結について（真野川等護岸等災害復旧
工事（その2））

請負金額 1,155,000,000 円
契約の相手方 遠藤興業株式会社
所管 河川課

- 施工地名 石巻市大瓜地内外
- 工事内容 復旧延長 L=3,570.0m
掘削工 V=2,700 m³
法覆護岸工 A=10,784 m²
旧橋撤去工 一式 外
- 工期 議決の日の翌日～令和3年3月26日

(10) 議第 134 号議案

工事請負契約の締結について（吉田川堤防等改良工事）

請負金額 1,025,200,000 円
契約の相手方 奥田建設株式会社
所管 河川課

- 施工地名 黒川郡大和町吉田地内
- 工事内容 施工延長 L=1,391.0m
掘削工 V=176,100 m³
築堤盛土工 V=4,880 m³
法覆護岸工 A=8,672 m² 外
- 工期 議決の日の翌日～令和4年3月25日

(11) 議第 135 号議案

工事請負契約の締結について（津谷川護岸等災害復旧工事（その4））

請負金額 1,033,450,000 円
契約の相手方 野口建設株式会社
所管 河川課

- 施工地名 気仙沼市本吉町中島地内
- 工事内容 復旧延長 L=151.4m
築堤盛土工 V=37,400 m³
法覆護岸工 A=7,047 m²
地盤改良工 N=713 本 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和3年3月26日

(12) 議第 136 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県松島自然の家本館等災害復旧工事）

請負金額 1,299,771,000 円
契約の相手方 株式会社丸本組
所管 生涯学習課

- 施工地名 東松島市宮戸地内
- 工事内容 管理棟 RC造平家
延床面積 692 m²
研修棟 RC造2階建
延床面積 707 m² 外
- 工 期 議決の日の翌日～令和2年11月27日

(13) 議第 137 号議案

工事請負変更契約の締結について（主要地方道塩釜吉岡
線落合橋^{りょう}橋梁修繕（上部工）工事）

請 負 金 額 633,278,520 円 → 717,164,280 円
契約の相手方 ショーボンド建設株式会社
所管 道路課

- 議 決 日 平成29年7月6日 議第173号議案
- 第一回変更 平成29年9月1日提出 報告第172号
- 第二回変更 平成31年2月21日提出 報告第33号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(14) 議第 138 号議案

工事請負変更契約の締結について（南北上運河等護岸等
災害復旧工事（その2））

請 負 金 額 2,615,184,360 円 → 2,617,160,760 円
契約の相手方 斎藤工務店・青木あすなろ建設復旧・復興
建設工事共同企業体
所管 河川課

- 議 決 日 平成27年10月5日 議第259号議案
- 第一回変更 平成27年11月30日提出 報告第291号
- 第二回変更 平成29年9月4日 議第199号議案
- 第三回変更 平成30年9月19日 議第221号議案
- 第四回変更 平成31年2月14日 議第62号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

(15) 議第 139 号議案

専決処分の承認を求めることについて（宮城県県税条例等の一部を改正する条例）

（ 地方税法の改正に伴う所要の改正について、平成31年3月29日専決処分したので、その承認を求めようとするもの
所管 税務課 ）

○主な内容

1 個人県民税

- (1) ふるさと納税制度の見直しに伴う改正
- (2) 住宅ローン控除の延長に伴う改正

2 自動車取得税

エコカー減税等の軽減割合の見直し及び期間の延長

(16) 議第 140 号議案

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度宮城県一般会計補正予算）

（ 県税等の変更に係る平成30年度宮城県一般会計補正予算について、平成31年3月29日専決処分したので、その承認を求めようとするもの
所管 財政課 ）

歳入	県 税	1,630,000 千円
	地方譲与税	70,000 千円
	地方交付税	△9,602,065 千円
	交通安全対策特別交付金	△17,006 千円
	分担金及び負担金	△3,225 千円
	国庫支出金	△1,121,976 千円
	繰入金	9,342,379 千円
	諸収入	△32,304 千円
	県 債	△4,375,900 千円
	合 計	△4,110,097 千円

歳出	総 務 費	1,162,489 千円
	民 生 費	△400,000 千円
	農林水産業費	△110,000 千円
	商 工 費	△1,305,676 千円
	土 木 費	△2,713,531 千円
	警 察 費	△60,000 千円
	教 育 費	0 千円
	災 害 復 旧 費	△225,379 千円
	予 備 費	△458,000 千円
	合 計	△4,110,097 千円

Ⅱ 報告（16件）

（1） 報告第 75 号

平成30年度宮城県歳出予算の繰越使用について

ア 一般会計	明許繰越	160,207,845 千円 (157 件)
	事故繰越	40,063,859 千円 (50 件)
	計	200,271,704 千円 (207 件)
イ 特別会計	明許繰越	1,188,860 千円 (4 件)
	事故繰越	304,113 千円 (2 件)
	計	1,492,973 千円 (6 件)
合計 (ア+イ)		201,764,677 千円 (213 件)
ウ 公営企業会計	継続費の通次繰越	1,311,887 千円 (4 件)
	予算繰越	4,786,098 千円 (28 件)
	計	6,097,985 千円 (32 件)

○平成30年度議決額

ア 一般会計	199,453,418 千円 (157 件)
イ 特別会計	1,709,600 千円 (4 件)
合計	201,163,018 千円 (161 件)

（2） 報告第 76 号

専決処分 of 報告について（女川オフサイトセンター（仮称）災害復旧工事の請負契約の変更）

請負金額	1,096,200,000 円 → 1,102,597,920 円
契約の相手方	株式会社丸本組

○議決日 平成30年6月19日 議第168号議案

○変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

○専決処分日 平成31年3月18日

(3) 報告第 77 号

専決処分の報告について（雄勝漁港等防潮堤等災害復旧
工事の請負契約の変更）

請 負 金 額 2,377,067,040 円 → 2,453,092,560 円
契約の相手方 野口建設・青木あすなろ建設復旧・復興建
設工事共同企業体

- 議 決 日 平成28年12月15日 議第339号議案
- 一回目変更 平成29年2月27日提出 報告第27号
- 二回目変更 平成30年2月23日提出 報告第28号
- 三回目変更 平成31年2月21日提出 報告第11号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月13日

(4) 報告第 78 号

専決処分の報告について（気仙沼漁港防潮堤新築工事（そ
の4）の請負契約の変更）

請 負 金 額 658,733,040 円 → 667,373,040 円
契約の相手方 日神・寄神復旧・復興建設工事共同企業体

- 議 決 日 平成29年3月16日 議第126号議案
- 一回目変更 平成29年6月16日提出 報告第128号
- 二回目変更 平成31年2月21日提出 報告第15号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月13日

(5) 報告第 79 号

専決処分の報告について（一般国道 398 号相川 1 号橋
（仮称）新設（上部工）工事の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 1,371,600,000 円 → 1,414,168,900 円
契約の相手方 東日本コンクリート株式会社 〕

- 議 決 日 平成 30 年 2 月 16 日 議第 72 号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年 5 月 17 日

(6) 報告第 80 号

専決処分の報告について（主要地方道塩釜亘理線亘理大
橋橋梁耐震補強（下部工）工事（その 4）の請負契約の
変更）

〔 請 負 金 額 717,113,520 円 → 735,854,760 円
契約の相手方 奥田建設株式会社 〕

- 議 決 日 平成 30 年 6 月 19 日 議第 171 号議案
- 変 更 日 平成 30 年 9 月 18 日提出 報告第 161 号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年 5 月 27 日

(7) 報告第 81 号

専決処分の報告について（桜川護岸等災害復旧工事（その2）の請負契約の変更）

請負金額 2,466,431,640 円 → 2,525,900,760 円
契約の相手方 熊谷組・村本建設・太田組特定建設工事共同企業体

- 議決日 平成26年10月16日 議第324号議案
- 一回目変更 平成26年11月26日提出 報告第326号
- 二回目変更 平成30年2月23日提出 報告第56号
- 三回目変更 平成31年2月21日提出 報告第38号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(8) 報告第 82 号

専決処分の報告について（水戸辺川等護岸等災害復旧工事の請負契約の変更）

請負金額 7,222,543,200 円 → 6,913,846,800 円
契約の相手方 三井住友・本間・青木マリーン建設工事共同企業体

- 議決日 平成26年10月16日 議第325号議案
- 一回目変更 平成26年11月26日提出 報告第327号
- 二回目変更 平成28年2月24日提出 報告第98号
- 三回目変更 平成28年11月25日提出 報告第315号
- 四回目変更 平成29年2月27日提出 報告第57号
- 五回目変更 平成29年11月24日提出 報告第214号
- 六回目変更 平成30年2月23日提出 報告第57号
- 七回目変更 平成30年11月27日 議第274号議案
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(9) 報告第 83 号

専決処分の報告について（花渚浜地区海岸護岸等災害復旧工事の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 737,472,600 円 → 742,062,600 円
契約の相手方 東北重機工事株式会社 〕

- 議 決 日 平成28年2月17日 議第86号議案
- 一回目変更 平成28年6月15日提出 報告第194号
- 二回目変更 平成30年9月18日提出 報告第169号
- 三回目変更 平成31年2月21日提出 報告第50号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(10) 報告第 84 号

専決処分の報告について（皿貝川等護岸等災害復旧工事の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 1,215,150,120 円 → 1,260,180,720 円
契約の相手方 榊武山興業・佐田建設(株)復旧・復興建設工
事共同企業体 〕

- 議 決 日 平成28年11月28日 議第311号議案
- 一回目変更 平成29年2月27日提出 報告第76号
- 二回目変更 平成30年9月18日提出 報告第171号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(11) 報告第 85 号

専決処分の報告について（大谷地区海岸等護岸等新設工事の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 3,198,126,240 円 → 3,332,464,840 円
契約の相手方 五洋・本間・只野特定建設工事共同企業体 〕

- 議 決 日 平成29年11月27日 議第240号議案
- 変 更 日 平成30年2月23日提出 報告第91号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(12) 報告第 86 号

専決処分の報告について（南貞山運河護岸等災害復旧工事（その9）の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 800,742,240 円 → 799,391,160 円
契約の相手方 株式会社佐藤建設 〕

- 議 決 日 平成30年2月16日 議第80号議案
- 変 更 日 平成31年2月21日提出 報告第65号
- 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(13) 報告第 87 号

専決処分の報告について（谷川地区海岸護岸等災害復旧
工事の請負契約の変更）

〔 請 負 金 額 574,173,360 円 → 598,678,560 円
契約の相手方 日神建設株式会社 〕

- 議 決 日 平成30年9月19日 議第222号議案
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更
- 専決処分日 令和元年5月10日

(14) 報告第 88 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

〔 和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分し
たので報告するもの 〕

○事故の状況

- 1 件 数 7 件
- 2 発 生 平成29年7月～平成31年3月
- 3 損 害 原 因 県管理道路の損傷による事故等
- 4 損害賠償額 859,756 円
- 5 専決処分日 平成31年3月25日～令和元年5月8日

(15) 報告第 89 号

専決処分の報告について（県営住宅の明渡請求等に係る訴えの提起）

長期にわたる県営住宅の家賃滞納者に対し住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起することについて、それぞれ専決処分したので報告するもの

- 家賃滞納者 1名
- 訴え提起の日 平成31年3月28日

(16) 報告第 90 号

専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分したので報告するもの

- 事故の状況
- 1 件数 14件
- 2 発 生 平成29年9月～平成31年2月
- 3 損 害 内 容 人身事故, 車両事故
- 4 損害賠償額 3,059,276円
- 5 専決処分日 平成31年4月2日～令和元年5月14日

○消費税率引上げ等に伴う手数料等の改定内容について

条例名		担当課	根拠法令等	主な内容
1. 各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例				
1	財産の交換、譲与等に関する条例	管財課		行政財産の目的外使用に係る使用料等 積算した金額に1.08 を乗じる等 → 積算した金額に1.10を乗じる等
2	県民の森等の設置及び管理に関する条例	自然保護課		一号展示館使用料等 750円～3,800円 → 800円～4,000円
3	保健所使用料等条例	保健福祉総務課		消費税率の文言の修正 100分の108 → 100分の110
4	社会福祉施設条例	保健福祉総務課		消費税率の文言の修正 100分の108 → 100分の110
5	精神保健福祉センター使用料等条例	精神保健推進室		消費税率の文言の修正 100分の108 → 100分の110
6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例	薬務課		医薬品販売業許可に係る更新手数料等 3,400円～29,000円 → 4,000円～30,000円
7	毒物及び劇物取締法施行条例	薬務課		毒物劇物取扱者試験受験料等 11,000円～20,600円 → 11,500円～20,700円
8	野営場条例	観光課		個人利用料等 240円～430円 → 250円～450円
9	木材等試験手数料条例	林業振興課		木材の強度試験手数料等 1,600円～4,300円 → 1,700円～4,500円
10	道路占用料等条例	道路課		消費税率の文言の修正 1.08 → 1.10
11	海岸占用料等条例	河川課		温泉源に係る海岸占用料 3,900円 → 4,000円
12	流水占用料等条例	河川課		原動力に係る流水占用料等 3,900円～376,000円 → 4,000円～382,000円
13	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例	防災砂防課		特定開発行為の許可申請手数料 46,000円 → 46,100円
14	港湾施設等管理条例	港湾課		係留施設使用料等 1円～1,080,000円 → 1.1円～1,100,000円
15	入港料条例	港湾課		内航船舶入港料 1円 → 1.1円
16	港湾区域内等における行為の許可に関する条例	港湾課		土砂採取料 100円～250円 → 106円～273円
17	県立都市公園条例	都市計画課		公園での行為許可に係る使用料等 2,400円～33,300円 → 2,500円～34,700円
		スポーツ健康課		総合体育館使用料等 90円～1,330,000円 → 95円～1,400,000円
18	建築士法施行条例	建築宅地課		二級建築士試験手数料 17,700円～19,200円 → 17,900円～19,300円
19	総合運動場条例	スポーツ健康課		県合宿所使用料等 80円～33,300円 → 85円～34,700円
20	ライフル射撃場条例	スポーツ健康課		エアライフル射撃場使用料等 140円～30,400円 → 150円～34,000円
21	公安委員会関係手数料条例	警察		自動車に係る保管場所標章の交付手数料等 500円～38,000円 → 600円～39,000円
2. その他議案分				
22	手数料条例の一部を改正する条例	消防課	消防法	危険物取扱者試験受験料 3,600～6,500円 → 3,700円～6,600円
		消防課	火薬類取締法	保安責任者免状試験受験料 17,000円 → 18,000円
		消防課	高圧ガス保安法施行令	製造保安責任者試験受験料 7,900円～9,000円 → 8,200円～9,300円
		消防課	高圧ガス保安法	販売主任者受験料 5,500円～7,600円 → 5,700円～7,900円
		消防課	電気工事士法	第二種電気工事士免状の交付手数料等 5,200円～5,900円 → 5,300円～6,000円
		消防課	電気工事士法施行令	電気工事士免状の再交付手数料等 2,000円～2,600円 → 2,100円～2,700円
		消防課	液石法	液化石油ガス設備士試験受験料 20,200円～20,700円 → 20,900円～21,400円
		長寿社会政策課	介護保険法	介護支援専門員実務研修の受講料等 22,000円～46,000円 → 22,400円～46,800円
		産業立地推進課	採石法	採石業務管理者試験受験料 8,000円 → 8,100円
		産業人材対策課	職業能力開発促進法施行令	技能検定試験受験料 8,700円～17,900円 → 8,900円～18,200円
23	県民会館条例の一部を改正する条例	消費生活・文化課		大ホール使用料等 500円～511,000円 → 550円～521,000円
24	産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	新産業振興課		施設・機器に係る使用料上限額等（個別の料金は告示） 200円～15,300円 → 250円～15,600円